



# 島根県報

平成19年3月30日(金)

号外第34号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目次

教委規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁総務課)

## 教育委員会規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

### 島根県教育委員会規則第7号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則(昭和32年島根県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「4を乗じて得た数」を「別表第7の3に定める昇給号給数表のC欄の上段に掲げる号給数を乗じて得た数」に改める。

第13条中第2号中「及び別表第2」を削る。

第16条の見出しを「(昇給区分及び昇給の号給数)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「昇給区分は」を「勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「した場合に昇給区分がD又はEと」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「概ね」を「おおむね」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 条例第12条第1項の規定による昇給の号給数は、昇給区分に応じて別表第7の3に定める昇給号給数表に定める号給数とする。

第16条第6項中「第1項」を「前項」に改め、同項後段を削り、同条第7項中「第1項及び前項の規定にかかわらず」を「前2項の規定にかかわらず」に、「第1項及び前項の規定による」を「第5項又は前項の規定による」に改め、同条第9項中「第2項」を「第1項」に、「第5項」を「第4項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「第1項、第6項又は前項」を「第5項、第6項又は第7項」に、「第1項、第6項及び前項」を「第5項から第7項まで」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 前3項の規定による号給数が零となる教職員は、昇給しない。

第20条の4中「この条において」を削り、「若しくは大学院修学休業」を「若しくは教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業(以下「大学院修学休業」という。)」に改める。

第25条第1項第4号中「育児休業法」を「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)」に改める。

第26条の2中「法第28条の5第1項」の次に「又は第28条の6第2項」を加え、同条第1号中「特殊学級」を「特別支援学級」に、「特殊教育」を「特別支援教育」に、「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第26条の3中「同条第2項に規定する」を「同欄に掲げる職に係る」に、「月額」は、その者の給料月額に同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額を「区分は、同欄の区分に応じ、同表右欄に定める区分」に改め、同項の表を次のように改める。

職名	区分
(1) 別表第9の4に掲げる学校の校長	3種
(2) 別表第9の5に掲げる学校の校長	4種
(3) 前記(1)及び(2)に掲げる学校の校長以外の校長	5種
(4) 別表第9の4及び別表第9の5に掲げる学校の教頭(2人以上の教頭を置く学校の教頭にあっては、教育委員会が別に定めるものに限る。)	
(5) 前記(4)に掲げる教頭以外の教頭	6種

第26条の3に次の1項を加える。

2 前項の教育職員に対する管理職手当の月額、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された教育職員(以下「再任用教育職員」という。)以外の教育職員 当該教育職員の属する職務の級及び当該教育職員が占める職に係る前項の規定による区分(以下「当該職の区分」という。)に応じ、別表第9の6の管理職手当の額欄に定める額
- (2) 再任用教育職員 当該教育職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第9の7の管理職手当の額欄に定める額(再任用短時間勤務教育職員にあっては、その額に勤務割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

第26条の4第2項第2号及び第3号中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

第29条の9第1項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に、「(別表第9の6)」を「(別表第9の8)」に改め、同条第2項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第37条の2第1項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改め、同項第1号中「第26条の3に掲げる支給割合」を「第26条の3第1項の表の区分欄に定める区分」に改め、同項ア中「100分の16」を「3種」に、同項イ中「100分の14又は100分の12」を「4種及び5種」に、同項ウ中「100分の10又は100分の8」を「6種」に改め、同条第2項中「県教育委員会規則」を「教育委員会規則」に改める。

第37条の3中「県教育委員会」を「教育委員会」に改める。

別表第7の3を次のように改める。

別表第7の3(第16条関係)

昇給号給数表

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8以上	6	4	2	0
	4以上	3	2	1	0

備考 この表に定める上段の号給数は条例第12条第3項の規定の適用を受ける教職員以外の職員に、下段の号給数は同項の規定の適用を受ける教職員に適用する。

別表第9の4中「出雲市立大津小学校」「出雲市立塩冶小学校」を「出雲市立塩冶小学校」「出雲市立塩冶小学校」「出雲市立塩冶小学校」に改める。

別表第9の5中「出雲市立今市小学校」を「出雲市立今市小学校」「出雲市立今市小学校」に改め、「同 四絡小学校」、「同 高角

小学校」及び「同 八雲中学校」を削る。

別表第9の6を別表第9の8とし、別表第9の5の次に次の2表を加える。

## 別表第 9 の 6 ( 第26条の 3 関係 )

職務の級	区分	管理職手当の額
4 級	3 種	70,100円
	4 種	61,400円
	5 種	52,600円
3 級	5 種	51,300円
	6 種	42,800円

## 別表第 9 の 7 ( 第26条の 3 関係 )

職務の級	区分	管理職手当の額
4 級	3 種	66,300円
	4 種	58,000円
	5 種	49,800円
3 級	5 種	40,700円
	6 種	33,900円

「同 下西小学校 「同 比田中学校  
 別表第10中 同 今津小学校 を「同 磯小学校」に改め、 同 布部中学校 を削り、  
 同 加茂小学校」 同 山佐中学校」  
 「同 美郷町大和学校給食センター」を「同 美郷町美郷学校給食センター」に改め、「同 都川小学校」  
 「益田市立種小学校  
 を削り、 同 真砂小学校」を「益田市立真砂小学校」に改める。

## 附 則

## ( 施行期日 )

1 この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

## ( 管理職手当に関する経過措置 )

2 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第 7 号。以下「条例」という。)第15条の 3 第 1 項の規定により管理職手当を支給される教育職員のうち、この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)第26条の 3 第 2 項の規定による管理職手当の月額が経過措置基準額に達しないこととなる教育職員には、平成20年 3 月31日までの間に限り、当該管理職手当の月額のほか、当該管理職手当の月額と経過措置基準額との差額に相当する額に100分の50を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を管理職手当の月額として支給する。

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教育職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に適用されていた給料表と同一の給料表の適用を受ける教育職員(以下「同一給料表適用教育職員」という。)であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する教育職員以外のものうち、相当区分教育職員又は上位区分相当教育職員 同日にその者が受けていた管理職手当の月額(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(平成19年島根県条例第15号)による改正前の条例(以下「改正前の条例」という。)で定める給料月額(市町村立学校の教職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成17年島根県条例第78号。以下「平成17年改正条例」という。)附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料を支給される教育職員については、改正前の条例で定める給料月額及び平成17年改正条例附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額とする。)に、改正前の条例第15条の 3 第 2 項の規定による割合を乗じて得た額をいう。以下同じ。)

(2) 同一給料表適用教育職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の級に属する教育職員以外のもの

のうち、下位区分相当教育職員 施行日以後に当該教育職員が占める職に適用される管理職手当の区分（以下「管理職手当の区分」という。）に相当する支給割合（次項第1号の表の右欄に掲げる当該職の管理職手当の区分に応じ、それぞれ同表の左欄に掲げる割合をいう。第4号において同じ。）を施行日の前日に適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額

(3) 同一給料表適用教育職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、相当区分教育職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額

(4) 同一給料表適用教育職員であって、施行日の前日に属していた職務の級より下位の職務の級に属するものうち、下位区分相当教育職員 同日にその者が当該下位の職務の級に降格し、かつ、施行日以後に当該教育職員が占める職に適用される管理職手当の区分に相当する支給割合を適用したとしたならばその者が受けることとなる管理職手当の月額

(5) 施行日以後に改正後の規則第13条に定める給料表の適用を異にする異動等をした教育職員（施行日以後に新たに条例第5条第1項に規定する給料表、職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）第3条第1項に規定する給料表又は県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）第4条第1項に規定する高等学校等教育職給料表の適用を受けることとなった教育職員を除く。） 施行日の前日に当該異動等をした場合に前各号の規定に準じてその者が受けることとなる管理職手当の月額

(6) 前各号に掲げる教育職員のほか、施行日以後に国家公務員等から人事交流等により引き続き新たに条例第5条第1項に規定する給料表の適用を受けることとなった教育職員その他特別の事情があると認められる教育職員のうち、部内の他の教育職員との均衡を考慮して前各号に掲げる教育職員に準ずるものとして教育委員会が定める教育職員 前各号の規定に準じて教育委員会が定める額

4 前項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「相当区分教育職員」とは、次の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていたこの規則による改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第26条の3の表に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に次の表の右欄に掲げる改正後の規則第26条の3第1項の表の区分欄に掲げる区分に対応する同表に掲げる職を占める教育職員をいう。

100分の16	3種
100分の14	4種
100分の12	5種
100分の10	6種

(2) 「上位区分相当教育職員」とは、前号の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていた改正前の規則第26条の3の表に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に同号の表の右欄に掲げる改正後の規則第26条の3第1項の表の区分欄に掲げる区分より上位の区分に対応する同表に掲げる職を占める教育職員をいう。

(3) 「下位区分相当教育職員」とは、第1号の表の左欄に掲げるその者が施行日の前日において占めていた改正前の規則第26条の3の表に掲げる職に係る同表の支給割合に応じ、それぞれ施行日以後に同号の表の右欄に掲げる改正後の規則第26条の3第1項の表の区分欄に掲げる区分より下位の区分に対応する同表に掲げる職を占める教育職員をいう。

5 施行日の前日において、改正前の規則別表第9の4に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた校長で、施行日以後改正後の規則別表第9の4に掲げられていない学校に引き続き在職するものに対する管理職手当の区分は、当該学校に在職する間、3種とする。

6 施行日の前日において、改正前の規則別表第9の5に掲げられている学校に在職し管理職手当の支給を受けていた校長又は教頭で、施行日以後改正後の規則別表第9の5に掲げられてない学校（改正後の規則別表第9の4に掲げられる学校を除く。）に引き続き在職するものの管理職手当の区分は、当該学校に在職する間、校長については4種、教頭に

については 5 種とする。

(市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

- 7 市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成18年島根県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「第16条第 2 項各号」を「第16条第 1 項各号」に、「第 9 項」を「第10項」に改める。

附則第 7 項中「第 8 項まで」を「第 9 項まで」に、「第 6 項中「第 1 項」」を「第 6 項中「前項」」に、「第 1 項」とあるのは「改正規則附則第 6 項」を「前 2 項」とあるのは「改正規則附則第 6 項及び前項」と、「第 5 項」とあるのは「改正規則附則第 6 項」に、「第 1 項、第 6 項」を「前 3 項」に、「この規則第 6 項」を「及び前 2 項」と、同条第 9 項中「第 5 項、」とあるのは「改正規則附則第 6 項、この規則」と、「第 5 項から第 7 項まで」とあるのは「改正規則附則第 6 項、この規則第 6 項及び第 7 項」に改める。

